⑷　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑸　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑹　営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査　競争に参加できる者の資格審査は以下のとおり行います。

〔建設工事〕

1⑴の工事種別ごとに次の⑴に掲げる客観的事項の各項目と⑵に掲げる主観的事項の各項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。(等級区分を設けている工事種別については、更にこの点数に基づいて等級の区分を与えます。)

⑴　客観的事項
①　一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は直前３年の各営業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとの年間平均完成工事高
②　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。)において建設業に従事する職員で、告示第１第３号の１に掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数
③　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。)
⑵　主観的事項　当機構が発注した工事で、平成21年１月１日から平成24年12月31日までの４年間に完成した希望工事種別ごとの工事成績、工事請負代金額等等

〔測量・建設コンサルタント等〕

1⑵の業務の種類ごとに以下の項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。)の直前２年の各営業年度の業務の種類ごとの年間平均実績高
②　測量等審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③　測量等審査基準日における業務の種類ごとの有資格者の数
④　測量等審査基準日までの営業年数

〔物品製造等〕

1⑶の物品等の製造又は販売の種類及び役務の提供の種類（以下「物品等の種類」という。)ごとに以下の項目により合計数値を算定し、この数値により順位を付して資格を与えます。(等級区分を設けている物品等の種類については、更にこの数値に基づいて等級の区分を与えます。)ただし、買受けの種類にあっては、合計数値の算定はしません。
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「物品等審査基準日」という。)の直前２年の各営業年度の物品等の種類ごとの年間平均実績高
②　物品等審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③　物品等審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率（流動資産を流動負債で除した数値の百分率）
④　物品等審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知　「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知（郵送）します。

7　資格の有効期間及び更新手続
⑴　有効期間　一般競争（指名競争）参加資格を認定した日から平成27年３月31日までとします。
⑵　更新手続　⑴の有効期間の経過後も引き続き一般競争（指名競争）参加資格を希望する者は、平成26年10月頃に平成27・28年度の競争参加者の資格に関する公示を行う予定ですので、当該公示に基づき申請書類を提出してください。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
当機構全事務所の閲覧場所及び当機構のホームページ。
http://www.water.go.jp

9　問い合わせ先　独立行政法人水資源機構　本社財務部契約課　電話番号048―600―6534（直通）

10　その他　この公示のほか、一般競争（指名競争）の参　加資格を得ようとする者の申請方法等について　は、当機構のホームページに掲載をしています。
http://www.water.go.jp

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 24 年 12 月 25 日

独立行政法人国立病院機構
天竜病院長　早川　啓史

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　22

○第 06902 号（№06902）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式
⑶　調達方法　購入
⑷　導入予定時期　平成25年度第４・四半期
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　本システムは、独立行政法人国立病院機構天竜病院における診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム（カルテ入力、カルテ参照、検査結果参照、診療予約、検査予約、手術予約、処方指示、注射指示、服薬指導指示、処置指示、手術指示、検査指示、放射線指示、リハビリ指示、食事指示、栄養指導指示、入退院指示、病棟移動指示、看護指示、クリティカルパス、病名指示等)、部門システム（医事会計、自動再来受付、診療費管理、債権管理、調剤支援（処方監査、調剤機器接続、薬剤情報、注射調剤等)、薬剤管理指導、血液製剤、検体検査支援（生化学・血液・血清・一般・外注等検査、採血管準備、採血受付、細菌、病理検査接続等)、生理検査支援(内視鏡・超音波画像、その他生理検査、レポート管理等)、会計関連（財務会計、管理会計等)、看護支援（看護計画、看護記録、看護メモ等)、リハビリ、栄養管理、放射線科）の業務全般にわたり総合的に管理、参照、運営が行えるマルチベンダー指向のシステムであること。
②　本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報など円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格（最新のＤＩＣＯＭ、ＨＬ７等）に準拠した通信規格、データ形式を提供できること。
③　本システムは、業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を長期的総合的に蓄積管理できる機能を有すること。
④　本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワークを保有すること。
⑤　本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェイスを有すること。
⑥　本システムのうち、病院業務に不可欠なシステムは24時間、無人にて自動稼働し、安全で容易に運用できること。また、システム障害対策が十分になされていること。
⑦　利用者層に応じたデータのアクセス権が設定できること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が充分なされていること。
⑧　現在稼働中の病院情報システムのデータを継続し、新システムへのスムーズな移行ができること。
⑨　本システムは、病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新の技術に基づくこと。また、操作性及び応答時間は十分実業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成25年１月28日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）